

議案第69号

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条を次のように改める。

（利用者負担の額）

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)）に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める利用者負担の額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育・保育給付認定子どものうち、次に掲げる者に係る教育・保育給付認定保護者 0円

ア 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育給付認定子ども

イ 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。第2号において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）

(2) 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次条及び別表第1において「満3歳未満保育認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者 別表第1に定める額

第4条第1項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1号」を「前条第2号」に改め、同条第2項中「支給認定こども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村 村民税非課税世帯	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分の市町村村民税課税 世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	8,200円	8,000円
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するものの	5,000円未満	9,300円
D2		5,000円以上12,000円未満	10,100円
D3		12,000円以上30,000円未満	12,600円
D4		30,000円以上48,000円未満	14,000円
D5		48,000円以上73,000円未満	16,400円
D6		73,000円以上116,000円未満	20,600円
D7		116,000円以上152,000円未満	27,200円
D8		152,000円以上180,000円未満	32,300円
D9		180,000円以上209,000円未満	38,000円
D10		209,000円以上239,000円未満	43,000円
D11		239,000円以上259,000円未満	46,000円
D12		259,000円以上289,000円未満	47,700円
D13		289,000円以上309,000円未満	49,400円
D14		309,000円以上335,000円未満	50,600円
D15		335,000円以上360,000円未満	51,700円
D16		360,000円以上378,000円未満	53,500円
D17	378,000円以上430,000円未満	53,900円	
D18	430,000円以上	54,800円	

備考

- 「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）による里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。

- 2 「保育標準時間」とは富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）第4条に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは同条に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- 3 子どもの属する世帯の階層の認定に当たっては、保育の提供を受ける満3歳未満保育認定子どもと生計を一にしている利用者（扶養義務者にあつては、家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 4 その他階層の認定、利用者負担の軽減等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担の額について適用し、同日前に行われた特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担の額については、なお従前の例による。